文書分類番	글 00	09	03	002	永	年	起案	긔	区成	年	月	日	決裁	戈	平成	年	月	日
議長	副議	長	局	長		副主	幹	係	長		È	查	担	当		文書	取扱	主任

第1回第1分科会会議録

開催年月日		平成27年11月16日(月曜日)	+	閉会 14 時 22 分								
開催場所 第一委員会室												
		清水、木下、本間、関藤		菊井事務局長								
出席分科員			事 — 務	平川係長								
			—— 伤 局									
欠昂	常分科員											
説	明員	なし	件別	別紙のとおり								
	1 今後の	D進め方について										
	10月27日実施の議会改革特別委員会視察を踏まえて、各分科員から議会基本条例のほか											
4つの各論(議会報告会、移動常任委員会、議員間討議、反問権付与)についての												
議	議性や実施の仕方について、さまざまな意見が出されたが、今後の進め方として、											
	本条例ありきではなく、まずは4つの各論それぞれについて調査、検討した上で、でき											
	ることは試行的に実施してみること、またその上で各論を包括する議会基本条例の必要											
	性につい	って、検討していくことを確認した	-o									
事	2 その他											
	・次回議会改革特別委員会を11月25日開催予定の総務文教常任委員会の前後に開催し、											
	各分科会の進捗状況を確認することとする。											
・来年度予算への議会改革特別委員会視察に伴う旅費の計上はしないこととし												
V	く際は日帰りとすることを確認した。											
	3 次回分科会の日程について											
	正副區	医長に一任することに決定した。										
概												
要												
上	記記載	のとおり相違ない。	義会改革特別委員長	長 清	水雅人 🗊							

第1回 第1分科会

日 時 平成27年11月16日(月) 午後1時30分 場 所 第一委員会室

- 開 会
- 正副座長挨拶(分科員動静)
- 1. 今後の進め方について
- 2. その他
- 3. 次回分科会の日程について
- 閉 会

議会改革特別委員会第1回第1分科会

H27.11.16 (月)13:30~ 第 一 委 員 会 室

開 会 13:30

正副座長挨拶(分科員動静)

座 長 それでは、議会改革特別委員会第1回第1分科会を開会いたします。

座長を務めさせていただきます清水です。

副 座 長 副座長を努めさせていただきます木下です。よろしくお願い申し上げます。

分科員動静ですが、全員出席です。傍聴として、東元議員が出席しております。

1 今後の進め方について

今後の進め方についてですが、10月27日の議会改革特別委員会視察について、 皆さんいろいろなことを勉強して来られたと思いますので、それをもとに意見 交換をしたいと思います。その後に今後の進め方について協議したいと思うの で、まずは意見交換をしたいと思います。

きょうは、三笠市議会のほうだけ視察の質疑応答の記録を、校正前ですが、つくりました。非常に多岐にわたっていたので、読んでいただきながら意見交換をしていただければと思いますが、私のほうから記憶に残ったことをまず申し上げたいと思います。まず、基本条例をつくった効果ということで記録の3ページです。本間委員の質問で谷津議長がお答えになっているのですが、議会基本条例をつくって、改めて議会改革をしなければならないという意識、精神的なものが非常にあると、何のために基本条例をつくったかというと、まずそこに戻ると。つくったおかげでということがやはり違うなと思いました。また、議会報告会や意見交換会そのもののやり方というところに、どうやってやるのかとか、やっても余り人が来ないのではないかというようなところばかりに目が向いていたのですが、その後に議員協議会がいいかどうかは別として、きちんと提言書などに生かされているということも、うちの議会にはないところで非常に印象に残りました。

それでは、皆さんから意見を出していただきたいと思います。

本間

座

座

長

長

2市議会への視察について、一つ一つ細かい部分に触れるつもりはありませんが、印象としては、第1分科会が担っている議会基本条例については内容が重要であって、条例がなければできないのかどうかということをまずきちんと認識することと、とにかくやれることはやってみるということが先にあるのではないかと、視察をしながらずっと考えていました。もともと基本条例というのは、余り必要ないのではないかと思っている立場なので、そう思ったのかもしれませんけれども、例えば議会報告会をしますと、石狩市は非常に広いので、出向いてする必要性はあるのかもしれない。ただ、滝川の場合は、何を報告するのかということとどのように手分けをしてやるのかということで、内容として伝わることは変わってくるのかもしれませんし、それから相手もどういう人なのかということに対して、対応することが本当に十分できるのかということがある。そうなってくると、移動常任委員会ではないですが、例えば常任委員会で懇談会をし、相手はどこかの団体だったりという形だとか、それから各会派で何かのテーマに基づいて申し入れをして行うということが、滝川の場合はプラスになるのではないかと思ったということが1つです。

それから、もう一つは、議員間討議につきましては、三笠市議会だとあの人数で一体化した中では、我々と比べるのは難しいのではないかと感じました。議員間討議というのは、そのやり方、どういう場でどうやってやるのかという決めもあるのかもしれないのですが、各常任委員会、特別委員会などでもし行えるのであれば、テーマを決めて深めていくと、それを政策の一つにできる努力をして、それを発信していくことになるのは常任委員会ではないかと思ったので、まずそうしたことをやった上で、本当に議会基本条例が必要なのかどうかを考えてみるということでいいのではないのかということと、それから反間権付与については、機能しないのだったら別になくてもいいかと思っています。ほぼ、今本間分科員が言われたとおりだと感じています。

関 藤

反問権の付与については、当初は反問権はあるべきだという考えでいましたけれども、視察先でいろいろな話を聞かせていただくと、付与しているところが半分ぐらいあって、実際にそれを行使しているのは10パーセント足らずということであれば、特にこれを付与する必要はないのかなという感想を持ったことが1つです。

移動報告会ですか、これを実際にやるとなると非常に難しいのだろうなと思うのです。ですから、今本間委員が言われたように、テーマも決めなくてはいけない、どういう形で報告会を開催していくのか。やることはやぶさかではないと思うのです。その方法論をしっかりと検討して、この方向でいくのだというのを決めてやっていくと。そこでもしふぐあいが生まれれば、その都度修正していけばいいのでないかという思いがあります。

基本条例についても、本間分科員が言われたとおりだと思うのです。わざわざ明文化するところに何の意義があるのかという感想を持っています。

副座長

視察で感じたのは、三笠市議会の場合は会派もなく、常任委員会も1つだけなのです。それで、総合常任委員会というものをつくって、その中でいろいろな協議をしているということですが、うちは3つの常任委員会があって、その中で活発なやり取りをしているのですけれども、先ほどの本間分科員、関藤分科員がおっしゃったとおり、条例をつくってきちんと明文化までしなくてもいいような気もしますけれども、基本条例が必要ということに熱が上がってくれば、つくってもいいかなと思うのと、もう一つは、移動報告会ですか、これは皆さんがおっしゃるようにテーマをきちんと決めて、どんな形にすればいいのか、江部乙は合併した町ですけれども、そこにもきちんと行って開催する。移動報告会は必要かなと思っております。

座 長

それから、反問権付与については、余り必要がないような気がしております。 議員間討議については、既に前期の本委員会で常任委員会、あるいは特別委員 会が設置されれば、その中での導入は既に制度化されていますので、さらにそ れをどう高めていくかということになります。議会報告会及び移動常任委員会 については、やる方向で一致点はできたと。ただ、議会報告会と移動常任委員 会については、まずテーマが非常に大事だということです。テーマが大きいフ ァクターということも確認がされた。議員間討議については、議会報告会や移 動常任委員会を行えばおのずと、各担当の常任委員会に議会報告会等でいろい ろと言われたことを取り上げるということにしていけば、それは所管からの報 告ではなく、常任委員会として議員間討議をしなければならない課題になるわ けですから、少なくともそういうことではつくっていける。反問権付与につい ても、きょう結論を出す必要はないわけで、ただ、皆さんから言われたようなことがありますと。それと、議会基本条例をつくる必要性については、内容がまず重要だと、そういう点で三笠市議会や石狩市議会で基本条例の中に含んでいるいろいろな項目一つ一つを検討、研究することがまず先で、それを個々にどのように制度化するかは別として、実施しながらそういったものを包括する形の条例が必要なのかどうかということを考えていくということで、確認してよろしいですか。

本間

資料に議会報告会、移動常任委員会、議員間討議、反問権付与となっていますけれども、議会報告会と移動常任委員会、必ずしもこういう文言にしなければならないのかと思うのです。例えば、常任委員会の懇談会であったり。一方的に報告することも、本当はそんなにないと思うのです。どっちにしても無理やりつくるという感じになるのだろうと思うのです。移動常任委員会といっても、常任委員会をどこかでやって、私たちが審査している姿を見てもらうとしたら、滝川だったらみんなここに来てもらえればいいわけですから、必要があるのかなと。それよりも、相手をしっかり決めて、テーマもしっかり決めて懇談会を行うほうが市民意見が出てくるのでないか。実際に石狩市議会でも、出向いて行って説明はするけれども、市民の意見を聞くほうが重要だというか、多いということを述べられていました。当然そうなるのでないかと思うので、この辺のことについて議会報告会と移動常任委員会という言葉のまま討議を行うというのも、何かちょっとフィットしないなと思っています。

座 長

これについては、異論はありません。議会報告会というのは常任委員会を横断したもので何でもしゃべれると。横断的な報告会と移動常任委員会、あるいは常任委員会が中心になった懇談会とか、そんな感じて、既成事実を余りまねしないように、これからそういったより中身を重視したような文言を使って分科会を進めていくということはいいと思います。

関 藤

三笠市議会では、反問権について互いに活発な議論を行いという言葉で書かれているのだけれども、このことについて座長はどう思われますか。

座 長

これは、過去にすごく権力の強い市長、副市長がいて、どんどん反問権のようなことをやっていたから、三笠市議会としては特別なものではないということで、記録の2ページ、山口副議長の質問についての答弁ですが、あえて反問権としてしまうと議員がいじめられると。ただ、その後に山口副議長は、なぜ反問権という文言をあえて使わないのかという疑問を持って質問していますが、それには答えられていない。互いに活発な議論というのは一体何なのですかね。この間、ある町議会議員とも話をして、そこも反問権が付与されていて、市長、副市長、教育長などと限られた方に認められているが、ほとんど機能しない。反問権は付与しているけれども、機能していない。また、しないという言い方

関 藤

菊井事務局長

をしていました。だから、反問権は必要ないのかなと思い始めてきました。 反問権というのは、市部局側が行使する権利です。現在、滝川市議会では、市 部局が議員に対してこれはどうなっているのか、要するに何でもやれと言って も、予算がないのにどうやってやるの、その予算はどこから見つけてくるのと いうことが反問権で、市部局側がそれを行使してくると議員側がそれに対応で きないというか、答弁ができないだろうと思うのです。だから、市部局は余り 使わないとは思うのですけれども、ただその権利を与えているか、与えていな いかということが、議会側の裁量の一つとして懐が大きいか小さいかという部 本 間

分もあるのかなという気はします。ですから、反間権は余り使わないから必要ないのでないかと思うのは議会側の話であって、市部局側は本当は反間権が欲しいけれどもという話にもなるのかなと、事務方としてはそのように思います。きちんと説明しなかったのがまずいのかもしれないですけれども、反間権付与がなぜ要らないかと言えば、ルールづくりという意味で、多分議会基本条例をつくらないと反間権までにたどり着けないのではないかと勝手に思い込んでの話です。だから、要するに基本条例は、まだ要らないのではないかと思っている中で、反問権を今おっしゃるように整備することによって、ほかのことももちろんきちんと整備しなければならないということになってくるとしたら、果たしてそこまでする必要があるのだろうかという意味も実はありますので、そのようにも捉えていただきたいと思います。

菊井事務局長

基本条例をつくると基本的に反問権付与が出てくるのですけれども、先ほど言ったとおり、報告会をするのか、何をするのか、反問権を付与するために条例がなかったら反問権が付与できないのかという部分はあると思うのです。

(「できるの」と言う声あり)

菊井事務局長

条例がなくても、反問権付与は可能だと思います。ただ、一般的には、こういうことをやるのだったら基本条例をきちんと決めてということになるのではないかと思います。

本 間

多分一番この中でルールづくりをしっかりしなければならないのは、反問権ではないかと思うのです。ほかの物は、ある程度のことしかルールは要らない。 やはり反問権を付与するということになると条例が要るのかなと思ったり、付与したけれども、意外と行使されないとなったら、果たしてどうなのかなという感じがするということです。

座 長

確認できた中身として、市民に横断的な議会の活動を報告し、意見を聞く場、また常任委員会が中心となったそういう場、こういったものをやっていくこと自体は基本条例がなくてもできる、しかも積極的な活動だと。しかし、やるとしたらテーマづくりとか大変なことを伴うこと、かつ、基本条例をつくっていくかどうかを決めていくためにも、まず内容をつかんでいくという点でいえば、話し合ってばかりではつかめないということで、年度内の開催が可能かどうかはわかりませんけれども、早期にやっていく。横断的といえば、やはり議会運営委員会あたりが中心にならないと、勝手にはできないと思う。例えば、何々地域の議員が集まって議会報告会を仮にやりましたと、それは議員個々の活動だから、議会としてとなると、議会運営委員会あたりが中心にならないとできないのではないか。常任委員会が中心になるものについては、常任委員会がやればいいということで、こういったことをまず実施して、どんなメリット、デメリットがあるということをつかんでいくということをまずやっていくことでどうですか。

本間

まず、移動常任委員会、常任委員会が主体となってやるというのは、やるべきなのでないかと物すごく思います。それも、条例をつくる、つくらないは別にして、すぐにでも始めるのだったら、必要なときに始めていくということが大事なのでないかと思っています。総合戦略調査等特別委員会でも3度やったら、それはそれなりに勉強させてもらいました。ただ、それが実際どういう形でできるのかということは別にしてですが。横断的な議会報告会で、座長はどんなことを報告するのがいいと思いますか。ここにいる4名が担当になってどこか

に行って説明するときに、多分それぞれのお考えが少し違うのではないですか。 私と座長の言うことのニュアンスが少し違ったりするときに、例えばこういう ことをやっていますけれども、実は余りねと言うのと、すごくやったほうがい いと思っていると言うのとでは、違うのではないですか。どうやって報告する のかわからないのと、何の感情も入らない数字や文言を読み上げて、市のやっ ていることを読み上げているようなことで本当にいいのか。報告とは、いった い何をするのかということと、何をするのかなと思うから、成立するのかなと 思ってしまいますが、座長はどのように考えますか。

座 長

三笠市議会の議会報告会のレジュメは、非常に立派なのです。これは、例えば 議会の仕組みというのもあるのです。議会って何なのかと。意外と市民の方は 常任委員会が3つあるということも知らなかったりする、あるいは一般質問っ て一体何なのかとか、補正予算はわかると思いますけれども、最初のころはそ ういったことだけでもいいのかなと。あるいは、市議会だよりを年4回発行し ているので、それを配付して、こういう議会をこの3カ月間やってきましたと。 そこに参加した議員が、それぞれの一般質問のことを言ったり、あるいは常任 委員会やいろいろな議会活動でもいいと思うのです。個々の議員活動は別とし て、議会の中で正式な会議録に載るような、そういう活動を報告する。だから、 全部まとめたことを報告することは、難しいかもしれない。例えば、清水が反 対した議案について、さも賛成したかのように言う。あるいは、私は反対した のだけれども、その反対理由はこうだったと言ったら、それは議会報告会でな くて共産党の報告会になってしまう。そういうことはやりづらいと思うので、 まずはやりやすいものでやってみて、例えばその報告会が1時間半の中でやる とすれば最初の20分か30分で、後の1時間は聞くことに徹するというようなイ メージです。

本 間

今言われたことでいけば、会派で活発にやってくれればいいということもあると思います。実際に議会報告会でみんなが納得するようなことを言うとしたら、ただのルールと何か決まったこととか、それを言うしかなくなると思うのです。あとは、来られた方のご意見を聞き取るということになるのだろうけれども、余り盛り上がらない会になりそうな気もします。

関 藤

議会報告会という型にはまった形でやると、多分市民は、最初は来るかもしれないけれども、後になるとだんだんあきがきて来なくなる。先月、とある若手議員と懇談してきたのですけれども、そこの市議会が報告会をやっているのです。やはり最初のうちは、何か型にはまったことやっていたらしいのだけれども、ただ一方的に議会でこういうことがこうなりましたというような報告をしても市民にしてみれば全くつまらない。であれば、意見交換という形に持っていくと。やり方としては、ブロックごとに分けてやっているようです。今、結論を出すわけではないので、今後、本間分科員が言われたようなことも含めて、どういった形で進めていくのがいいのか議論を重ねていくのが一番なのかなと思います。

座 長

まとめると、横断的な議会報告会というのはテーマそのもの、あるいは報告の 仕方が非常に難しいということで、次回以降にまた議論するということでよろ しいですか。

(異議なしの声あり)

座 長 一方、常任委員会が中心になったものは、やれるという感じがあるので、これ

については、議会基本条例をつくるかどうかという研究、検討のためにも必要だし、また議会改革という点でこれはどんどんやっていくべきと考えるので、各常任委員長に対してやっていただきたいということで特別委員会から申し入れるというか、特別委員会において、そういう一致がありましたということを第1分科会として報告するということでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

座 長

反問権付与についても、ルールづくりが難しいということもあるので、次回以 降検討していきたいと思います。

今回の視察で非常に気になったことがありまして、附帯意見をつけてといった ことを三笠市議会の議長が言っていましたが、この件につきまして、事務局長 から説明していただきます。

菊井事務局長

可か否を議決するときに条件をつけることはできません。それで、視察を終えた際に確認したところ、本会議では可とした後、議員協議会で諮って全会一致であれば、可にしたけれども、こういう部分についてこの辺気をつけてやってほしいとか、こういうふうにやってほしいという意見を市長に対して送っておりますということだけなので、本会議の際に附帯意見をつけているわけではないということです。要望を市長に提出しているということだそうです。それも全会一致のものに対してやっているということです。

それと、先ほどの議会報告会ですが、何を報告しているのかよくわからないということで、担当の平川に道内で議会報告会を実施している市にどのような内容のものを報告しているのか調べて、次回の分科会で報告したいと思います。数字だとかそういうものしか報告していませんというのか、一つの議決に対してこんな意見がありましたけれども、議会としては、このように解決しましたと報告しているのか、その報告の中身を二、三調べて、資料としてまとめたほうがわかりやすいと思いますので、そのようにしたいと考えています。

平川係長

今の件で、資料の中に4つの各論といいますか、項目がありますが、全て、北海道市議会議長会で職員研修会というものがございまして、それ自体はことしは既に終わってしまったのですけれども、滝川市議会と釧路市議会のほうで別途各市に対して質問状を出しています。それが出そろうのが、多分12月末までには出そろうので、そのころをめどにまとめまして、次回の分科会で報告できればと考えています。

副座長

石狩市議会では、こういう報告会の席上で市民の方の要望、除雪してくれとか、 そういうことがすごく多いということを議会事務局次長が言っておりました。 それについて、どう思われましたか。

座 長副座長

市政懇談会のように市長ほか幹部職員が参加して、市民と懇談するような会だとしたら、議会としては余り進めたくないと思っております。

本 間

先ほどからその話をしていて、結局そのようにならざるを得なくなるだろうと。 そういう考えもあると思いますし、道内の状況を見て、次回以降検討していければいいと思います。

座 長

それで、もう一点ですけれども、先ほど常任委員会が中心になっての報告会、 意見を聞く会という表現が多くされているのですが、これは三笠市議会では意 見交換会という言い方をしているのです。意見交換会というのは、明らかに議 会報告をせずにいきなり意見交換から入るようなやり方で、どちらかというと 常任委員会が中心になってできるのかなと思います。例えば、商工会議所であ れば経済建設常任委員会とか、あるいはPTAであれば総務文教常任委員会とか、こういったことも先ほど分科会として一致できる点として、常任委員会が中心になって進めていっていただき、市民との交流の場ということにつけ加えるということを確認したいと思いますが、よろしいですか。

本 間

試行段階ではそのようなことでもいいのかもしれないが、きっと条例化すると皆に知らしめて、皆が絶対参加できるという環境を整えなければならないのでしょう。だから、それがまた非常に難しいのではないか。こちらから、相手を指名しての懇談もあってもいいかもしれないが、そのほかには、手を挙げたら絶対市民の誰もが参加できるという環境をつくらないとならないとしたら、非常に難しいものになるということもつけ加えておきます。

座 長

休憩します。

休 憩 14:13 再 開 14:17

座 長

休憩前に引き続き会議を再開します。

常任委員会が中心になる市民の意見を聞く会については、常任委員会がテーマとして扱っていることについて、それに関係する団体に聞くような場合と同時に、全くフリーで市民からぜひ移動常任委員会に参加したいといったようなことも想定されますので、特別委員会において、分科会としてまとめるときには、余りやり方、テーマについては特定しないようなまとめ方をして、実際にやる常任委員会でそこは判断していただくというような形にするということでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

座 長

きょうは大分議論が盛んに行われたということで、1回目の分科会としては非常によかったのかなと思います。きょうの議論は、この程度にしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2 その他

座 長

それでは、2、その他について、次回に向けて2点あるのですが、まず特別委員会の日程調整をできればここでしておきたいと思うのですけれども、11月25日の総務文教常任委員会の前後に開催することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

座 長

それでは、日程が決定次第、連絡いたします。

それと、特別委員会の内容はきょうの第1分科会、また4時から行われる第2 分科会での進捗状況や結果、これについて特別委員会として確認するというこ とになります。

2点目は、第1回目の議会改革特別委員会で、視察旅費を補正予算あるいは新年度予算に計上する必要があるかということで、そういった話が出たのですが、今回の視察のように道内の日帰りであれば既存の予算の中で対応できるが、宿泊を伴う場合は対応できないということです。現時点で調査先が決まっていない中では、来年度の予算要望はできないということですので、とりあえず来年度、宿泊を含めた特別委員会の視察の必要性があるかどうかについてお伺いしたいと思います。座長としては、日帰りで十分だと思うのですがいかがですか。

本間

日帰りで十分だと思います。

座 長

ほかに意見等ありますか。

(なしの声あり)

座 長 それでは、来年度の特別委員会の視察について、本分科会としては視察する場

合は日帰りとするということで確認します。

ほかに分科員から何かありますか。

(なしの声あり)

座 長 事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3 次回分科会の日程について

座 長 3、次回分科会ですが、11月25日の特別委員会の後にということで正副座長に

ご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

座 長 以上をもちまして、第1回第1分科会を閉会いたします。

閉 会 14:22